

八洲学園大学 学則（抜粋）

（成績評価）

第30条 成績評価は、優、良、可、不可の4種で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の4種の基準は、次のとおりとする。

優 100点～80点

良 79点～70点

可 69点～60点

不可 59点以下

3 成績を総合的に判断する指標として Grade Point Average（以下「GPA」という。）を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

附 則

1 この学則は、大学設置認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

課程名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
家庭教育課程	600	1200	2100	平成18年度は3年次編入300を含む
人間開発教育課程	600	1200	2100	同上
計	1200	2400	4200	

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成21年4月1日から施行する。

2 家庭教育課程及び人間開発教育課程は、この学則第3条第3項の規程にかかわらず平成21年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 人間開発教育専攻及び家庭教育専攻は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の学費の改定は令和6年4月1日から適用する